

# 高齢者虐待防止指針

医療法人瑞心会 老人保健施設サンバーデン

## 1、基本的な考え方（基本理念）

老人保健施設サンバーデン（以下、当施設）では、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳を保持し人権を尊重するため、虐待の発生の防止に努めるとともに早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識、遵守して、利用者の福祉の増進に努めるものとします。

### ■虐待の定義

#### （1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### （3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### （4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

#### （5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2、組織に関する事項

（1）当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の管理者（施設長）とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者は本委員会の長とします。

（2）本委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深いと判断した場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。加えて当施設に併設する事業所等と連携して、本委員会を開催する場合があります。

（3）本委員会は、テレビ電話等を活用して行う場合があります。

（4）本委員会は、年に2回以上委員会を実施し、また必要な都度担当者が招集します。

（5）本委員会の議題は担当者が定め、具体的には次のような内容について協議します。

①本委員会その他施設内の組織に関すること。

②虐待の防止のための指針の整備に関すること。

③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

- ④虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村（美浜町）への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### 3、職員研修

- (1) 職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 具体的には、次の研修計画により実施します。
  - ①高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
  - ②利用者の権利擁護に関する事業及び成年後見制度の理解
  - ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ④早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ⑤発生した場合の改善策
- (3) 研修は運営規定に定めた回数以上実施します。また、新規採用時には虐待防止のための研修を実施します。
- (4) 研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録、保管するものとします。

### 4、虐待等が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村（美浜町）に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実の確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合と判断した場合には、市町村（美浜町）及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先します。

### 5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った物の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。また、虐待者が担当者の場合には、他の上席者が担当を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

- (4) 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村（美浜町）の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、関係委員会等において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員等に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村（美浜町）に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 6、成年後見制度の利用支援

- (1) 利用者又は家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 7、苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談について、担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）へ報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当会社に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5、虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者に顛末と対応を報告します。

## 8、利用者等に対する当該指針の閲覧

- (1) 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 9、その他

- (1) 「3、職員研修」に定める研修会のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

令和 3年 4月 1日 施行